

# JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

[info@jhu-wing.main.jp](mailto:info@jhu-wing.main.jp)

<https://jhu-wing.main.jp/>

3/19 東京都労働委員会(都労委)「あっせん」報告・「優先雇用事件」

## JHU 都労委に具体的要求を提出 JAL 「持ち帰り検討する」

次回「あっせん」期日は5月23日(木)10:00

3月19日、都労委において、JAL事件の内、「優先雇用事件」の第2回「あっせん」協議が行われました。JAL被解雇者労働組合（JHU）が提出した3つの具体的要求、① 謝罪、② 希望者の職場復帰（希望者リスト提示）、③ 解決金、に対して、JALは「持ち帰り検討する」という対応を示しました。また、「体制が変わり検討する時間が欲しい」として、次回の「あっせん」期日は5月23日になりました。

JALはJHUの要求について真摯に検討し、次回の「あっせん」に臨んで頂きたい。鳥取新社長の全面解決への英断を求めます。

～労働委員会～



**必要であれば次回期日以降に調整したい！**

謝罪  
希望者の職場復帰  
解決金



JAL事件の申立ては① 団交拒否、② 不誠実交渉、③ 中立保持義務違反、④ 優先雇用事件の4件です。④ 優先雇用事件については、解雇以降、パイロットは600人以上、客室乗務員は6,700人以上を採用しながら、ILO166号勧告を無視して、一人も優先雇用していないのは、不当労働行為意思が継続している証であるとして、「優先雇用するものとして取扱い」、全ての不当労働行為事件および解雇争議の全体解決を求めているものです。

優先雇用事件について、労働委員会は、「調整が必要であれば次回期日以降に調整したい」としており、「あっせん」の推移を見ながら、争議を全体解決していきたいとしています。

### **国交省事件の結審（5/16）は延期！ 日程は再調整！**

国交省事件については、5月16日に結審が予定されていましたが、3月19日に、労働委員会から、「国交省事件の期日を延伸し、追って日程を指定としたい」との見解が示されました。後日、事務局を通して国交省が延伸を承諾したことが報告され、5月16日の国交省事件の期日は延期となりました。